

## 中原区子育て支援推進実行委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 近年子育て中の親に育児不安、育児困難、児童虐待などの急増が問題となっている。地域社会がこれらの課題に関心を持ち、子育て中の親に愛情を持って接し、世代間の交流を促進させ近隣との支援関係を構築することにより、安心して子育ての出来る基盤を中原区に整備する。この事業を実施するため「中原区子育て支援推進実行委員会」(以下「区実行委員会」という。)を設置する。

### (事務)

第2条 区実行委員会の事務は、次のとおりとする。

(1) 日常的な見守り声かけ活動の基盤整備をする。

地域の中に広く子育てボランティアを募集し、活動を展開することによって日常の近隣同士の交流を促進し、自然な見守り体制を構築する。

(2) 人材の育成を図る。

子育て支援活動を展開するために、ボランティア応募者に対して研修会を開催し、子育て中の親への理解を深め、資質の向上を図る。

(3) 活動拠点づくり(子育てサロン)を推進する。

特定の親子に限らず、子育て中の親子誰でもが気軽に参加でき、子育て経験豊富なボランティアとの異世代間の交流を図るために、定例的な会合を開催する。

(4) 啓発及び普及する。

講演会・シンポジウム等を開催し、地域住民に対し子育て支援活動の必要性と理解を得ると同時に、チラシ及び広報紙の作成・配布などにより多くの地域住民の参画を促す。

(5) 他地域への波及を図る。

他地区との交流を図り、「子育てに関する日常的な見守り声かけ活動」や「活動拠点づくり(子育てサロン)」等の活動やその理念を中原区全域に展開できるように浸透させ、促進する。

### (組織)

第3条 区実行委員会は、次の団体の代表で組織する。

(1) 中原区社会福祉協議会

(2) 大戸地区社会福祉協議会

(3) 住吉地区社会福祉協議会

(4) 小杉地区社会福祉協議会

(5) 玉川地区社会福祉協議会

(6) 丸子地区社会福祉協議会

(7) 大戸第1地区民生委員児童委員協議会

(8) 大戸第2地区民生委員児童委員協議会

(9) 大戸第3地区民生委員児童委員協議会

(10) 住吉第1地区民生委員児童委員協議会

(11) 住吉第2地区民生委員児童委員協議会

(12) 小杉第1地区民生委員児童委員協議会

(13) 小杉第2地区民生委員児童委員協議会

(14) 玉川地区民生委員児童委員協議会

(15) 丸子地区民生委員児童委員協議会

(16) その他

2 区実行委員会は、地域子育て活動を推進する上で必要とする時は課題に応じて部会を設置することができる。部会の運営について必要な事項は、部会で定めることができる。

(役員)

第4条 区実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 2人
- (3) 書記 1人
- (4) 会計 1人
- (5) 会計監事 1人

2 役員は、委員の互選により選定する。

3 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、区実行委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。
- (3) 書記は、議事を記録する。
- (4) 会計は、区実行委員会の会計を処理する。
- (5) 会計監事は、区実行委員会の会計を監査する。

(任期)

第5条 委員の任期は、その各選出母体の任期によるが、途中での交代も妨げない。

(会議)

第6条 区実行委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

(報告義務)

第7条 区実行委員会は、事業終了後、その処理を速やかに区長へ報告しなければならない。

(事務局)

第8条 区実行委員会の事務を処理するために、事務局を中原区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）内に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区実行委員会の協議において定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。